

第十六号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
号)の一部を次のように改正する。
第十七条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条
第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第
十八条第一項本文」に改める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の改正により、法律番号が改
められるほか、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、
本案を提出いたします。